## 埼玉福利厚生援護会だより

4年新春号

明けまして

おめてとうご

今年もようしく

命和四年 元旦 富

ている方も大勢いるかと思います。

事業主の方の労災保険のご加入には 申込みが必要です(任意加入

↓3ページ

のものが淘汰されたわけで はありませんが、経済活動を

再開できる状況になりつつあります。

たいと思います。

てくることを祈りつつ我々も頑張っていき

経済が立ち直り、元の社会が戻っ すので何なりとご相談ください るために我々は尽力してまいりま

今年度、

患者数は大幅に減ってまいりました チンの普及により、 した。令和3年夏以降の急速なワク は新型コロナウイルス関連 の事柄がほとんどでありま 未だにコロナウイルスそ 新規感染者数、

旧年中の世間のニュース

守るということは引き続き非常 険、労働保険をはじめ、 経営の再開において、 法律 社会保

また、経営を再開しようという気持ちになっ 光業等の業種の方々の中には、 的に休業や営業時間の短縮等を 余儀なくされていた飲食業・観 コロナウイルスの影響で一時 ここにきて

労働時間管理のチェックリスト ………7p

うつ病、過労死等の労災保険 ……4~5 p 法的規制と事業主が取組むべきこと …6 p 労災保険の補償内容と補償状況 事業主の方の労災保険 ......3 p ....2 p

本年も宜しくお願い致します。 職員・役員 同

当会にて社会保険 ま 詳しく は当会へ。

今後も事業主の方々が法律を守

48-640-6543

ことが前提の制度です。

の給付金等の申請も各種法律を守るという に大事なことであります。経営再建のため

「西村社会保険労務士事務所だより |

# 社会保険に加入しましょう





労災保険に関する記事は 2~5ページ



#### 労災保険

1人でも従業員を雇っていれば 加入義務あり(強制)。 当会の事業所様は、 ご加入済みです。ただし、経営者の方のご 加入は、別途申し込みが必要です(任意)。 セーフティネットなのでご加入をお勧めします。

#### 厚生年金保険

●法人

従業員の人数を問わず強制加入

●個人事業

5名以上の従業員を雇っていれば強制加入 (飲食業、理容業、等の一部の 業種は任意加入)



健康保険

●法人 従業員の人数を問わず強制加入

●個人事業

5名以上の従業員を雇っていれば強制加入 (飲食業、理容業、等の一部の 業種は任意加入)

健康保険・厚生年金保険 の加入対象が段階的に 広がります。



## 雇用保険



31 日以上引き続き雇用が 見込まれ、 1週間の所定労働時間が 20 時間以上の従業員(パート・アルバイト等を含む) を1人でも雇っていれば加入義務があります。

### 当会では「窓口一つで」労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金のお手続きをしています

下記は顧問契約が必要です(料金別途) 健康保険・厚生年金のお手続き

就業規則や労使協定の作成及び届出

助成金の申請

労務相談

給与計算、



社会保険労務士33 名

西村治彦、原田淳也、齋藤正雄、 橋本宗太郎、 津久井美知子、 西拓也、塩島英和、長和浩、 弓削学、松浦良介、西村由希恵、 武藤雅子、武藤真義、大森佳子、 舘野真一、山崎勝則、菱野義将、 山崎千恵理、堀口晋作、大代淳、 岩崎由帆、小山真史、有田公明、 榊原庄二、沼田敦、伊藤益弘、 萩原淳、山本隆史、林浩太、 齋藤恒、村野雅一、和泉智孝、

最高責任社会保険労務士事務所の所員と 西村所長の個人ブログを公開中

西村社会保険労務士事務所だより

検索



西村治彦の日記

検索

詳しくは当会まで



048-640-6543

埼玉福利厚生援護会





#### 今月の深堀知識



関連記事: 労災保険の基礎知識 (2ページ) 事業主・役員の方の労災保険(3ページ)

基礎知識としてご確認ください。

令和3年9月より、いわゆるフリーランス と呼ばれる方々も、任意で労災保険に加入で きるようになりました。高齢化社会による人 手不足の影響で、将来、フリーランスの方に業 務委託をする可能性があるかもしれませんので

任意で労災保険に加入できるようになっ た方々は次の通りです。

業種ごとに設立されている特別加入団体 を通じて加入することができます。

- 芸能関係作業従事者
- ・アニメ制作者
- 柔道整復師
- ・創業支援等措置により業務を行う方
- ・ウーバー配達員(自転車による貨物運 送事業者)

- IT フリーランス(\*)
- (\*) I Tフリーランスとは: I Tコンサ ルタント/プログラマー/システムエン ジニア/WEBデザイナー、等。

なお、従来、任意で労災保険に加入 できる方々は下記です(要件あり)。 今回は②の範囲が拡大しました。 ①中小事業主等

- ②一人親方等及び特定作業従事者
- ③海外派遣者

編集と発行 労働保険事務組合 埼玉福利厚生援護会

〒330-0843 埼玉県さいたま市大宮区吉敷町1-64-1-205 電話:048-640-6543(代表) FAX:048-643-8268

E-mail: info@saitama-engokai.com URL http://saitama-engokai.com/